

## 自動証明写真機の設置に係る行政財産貸付契約書（例）

八千代市（以下「貸主」という。）と〇〇〇〇（以下「借主」という。）は、自動証明写真機の設置について、次の条項により行政財産の貸付契約を締結する。

（貸付物件）

第1条 貸主は、次の物件を借主に貸し付ける。

八千代市大和田新田3 1 2番地の5

八千代市役所新館1階 2㎡（別紙参照）

（使用目的）

第2条 借主は、貸付物件を自動証明写真機の設置を目的として使用するものとする。

（貸付期間）

第3条 貸付期間は、令和3年10月1日から令和6年9月30日までとする。

（貸付料）

第4条 貸付料は、貸付料提案年額〇〇〇、〇〇〇円に、消費税相当額を加えた額を年額とする。なお、貸付期間が1年に満たない年度の貸付料については、貸付月数の割合を乗じて得た額とする。

2 借主は、貸主の発行する納入通知書により、貸付料を貸主に納入通知書に定められた期日までに支払わなければならない。

3 第1項の消費税相当額は、消費税法の改正に伴い消費税率が変更となった場合は、変更後の税率で計算した額とする。

（売上等報告書の提出）

第5条 借主は、本件貸付契約に係る自動証明写真機の年間売上状況（売上金額及び利用者数）を月ごとに取りまとめ、毎年4月10日までに、貸主に提出しなければならない。

また、第6条で定める積算電力計（子メーター）を設置するときは、各月末日時点のメーターの表示を記録し、併せて貸主に提出しなければならない。

（電気料）

第6条 借主は、自動証明写真機に係る電気料（借主が自動証明写真機に係る電気について電力会社と供給契約を締結し、当該電気の使用料を電力会社に支払う場合を除く。）について、自らの負担で積算電力計（子メーター）を設置し、貸主が発行する納入通知書により、次に定めるところにより算出する額を貸主が指定する日までに納入しなければならない。

電気料（月額・円未満切捨）＝ {電気量料金単価（円/Kwh）×当該子メーターの表示する月間消費電力量}

(瑕疵担保)

第7条 借主は、本件契約の締結後、貸付物件に数量の不足又は隠れた瑕疵があることを発見しても、貸付料の減額又は損害賠償の請求をすることができない。

(禁止事項)

第8条 借主は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 貸付物件を、第2条に規定する使用目的以外で使用する事。
- (2) 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること。
- (3) 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。

(自動証明写真機設置の基準等)

第9条 借主は、別紙自動証明写真機仕様書に定める基準に従い、必要な機能を具備した証明写真機の選定、設置、維持管理、撤去を行わなければならない。

(使用状況の現地調査等)

第10条 貸主は、次の各号に該当する事由が生じたときは、現地調査を行い又は参考資料その他の報告を、借主に求めることができる。この場合において、借主は貸主の調査を拒み、妨げ又は怠ってはならない。

- (1) 第8条に定める事項又は前条に定める基準に違反したとき。
- (2) その他貸主が必要とするとき。

(契約の解除)

第11条 貸主は、借主が本件契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 貸主は、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするときは、本件契約を解除することができる。

(貸付物件の返還)

第12条 借主は、第3条に定める貸付期間が満了したとき又は前条の規定により契約を解除されたときは、直ちに貸付物件を原状に回復し、貸主の指定する期日までに返還しなければならない。

(損害賠償)

第13条 借主は、この契約に定める義務を履行しないために貸主に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として貸主に支払わなければならない。

2 借主は、第11条第2項の規定により貸主が本件契約を解除した場合において、借主に損害が発生したときは、貸主にその補償を請求できるものとする。

(商品等の盗難又は毀損)

第14条 貸主は、設置された自動証明写真機、当該自動証明写真機で販売する商品若しくは当該自動証明写真機内の売上金又は釣り銭の盗難又は毀損について、貸主の責に帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(有益費等の請求権の放棄)

第15条 借主は、貸付期間が満了した場合又は第11条第1項の規定により本契約を解除された場合において、本件貸付物件に投じた改良費等の有益費及びその他の費用があっても、これを貸主に請求することができない。

(契約の費用)

第16条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて借主の負担とする。

(遵守事項)

第17条 借主は、この契約に定めるもののほか貸主発行の公募要項を遵守するものとする。

(暴力団の排除に対する措置)

第18条 借主が次の各号に該当することが判明したときは、貸主は催告することなく契約を解除することができる。

- (1) 暴力団関係者（八千代市暴力団排除条例第9条第1項に係る公有財産の使用許可、貸付及び処分等に関する事務処理規程第2条第2号に該当する者をいう。）に該当するとき
- (2) 貸付物件を暴力団事務所その他これに類するものの用に供しようとする者であるとき
- (3) 貸付物件を暴力団関係者に使用させているとき

2 前項の規定による解除をした場合において、これにより借主に生じた損害について、貸主は何らの賠償または補償をすることを要しない。

3 第1項の規定による解除した場合において、貸主に損害が生じたときは、借主はその損害を賠償しなければならない。

(疑義等の決定)

第19条 本件契約に定めのない事項又は本件契約に関し疑義があるときは、貸主、借主協議のうえ、決定するものとする。

本件契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、貸主、借主記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

貸主 八千代市大和田新田312番地の5  
八千代市  
八千代市長 服部友則

借主